農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、宮城県知事に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年11月11日

宮城県知事　村井　嘉浩

記

農事組合法人古豊室農業生産組合

宮城県角田市豊室字沼頭15番地の２

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められた次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月11日

伊万里市長　深浦　弘信

１　対象となる建築物の概要

所在地　伊万里市山代町楠久909番地
伊万里市山代町楠久910番地

種類等　居宅・木造瓦葺２階建

２　所有者等に命ずる必要な措置

建築物の除却

３　措置の期限

令和７年12月２日

４　市長等による措置

１の建築物の所有者等が、３の期限までに２の措置を行わないときは、伊万里市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。

５　動産等の取扱い

市長等が２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を移動し、又は撤去する。

動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに当該動産等を運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、７の問合せ先へ通知すること。

６　費用の徴収

市長等が２の措置を行った場合において、所有者等が後で判明したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

７　問合せ先

伊万里市都市政策課住宅・空家対策係

電話　0955―23―2464

FAX　0955―22―4562

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十一日

札幌市豊平区中の島二条五丁目九―二七Ｆ
ｅｉｘ五〇一　合同会社北のむすび
清算人　三枝　力起

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十一日

仙台市宮城野区鶴ケ谷七丁目二三番地の五
株式会社グリティアジャパン
代表清算人　片桐美穂子

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十月二十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十一日

仙台市泉区歩坂町二八番二〇号
有限会社澤電工
清算人　井戸澤　博

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十一日

福島県会津若松市飯寺北三丁目一四番五三号
株式会社会津山義
代表清算人　横山　昇

解散公告

当法人は、令和七年十月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十一日

群馬県前橋市三俣町三丁目二九番地九
特定非営利活動法人上毛ケアサービス
清算人　堀越　宏一